

仲裁センターにおける金融ADR事件に関する特別細則

○仲裁センターにおける金融ADR事件に関する特別細則

(制定 平成24年6月12日)

(趣旨)

第1条 この細則は、第二東京弁護士会仲裁センター(以下「仲裁センター」という。)における手続のうち、次条に規定する金融ADR事件に関して、仲裁センター運営細則(以下「運営細則」という。)、仲裁手続及び和解あっせん手続細則(以下「手続細則」という。)、仲裁及び和解あっせん手数料細則(以下「手数料細則」という。)、仲裁及び和解あっせん補助者細則及び仲裁及び和解あっせん専門家委員細則(以下「諸細則」と総称する。)の特則として、手続、手数料その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この細則において「金融ADR事件」とは、金融機関が仲裁センターにおける和解あっせん手続又は仲裁手続を紛争解決措置として利用するために、当該金融機関(以下「個社」という。)又は個社が加盟する業界団体若しくは協会(以下「業界団体」という。)と第二東京弁護士会との間で締結した協定書(以下「協定書」という。)の適用を受ける事件をいう。

- 2 この細則において「受諾書」とは、協定書に基づき個社が仲裁センターに提出する和解あっせん手続又は仲裁手続に関する受諾書をいう。
- 3 この細則において「他会仲裁センター」とは、東京都以外に所在する弁護士会(以下「他会」という。)が運営する機関であって仲裁センターと同種の手続を行うものをいう。
- 4 金融ADR事件に関して、この細則に定めのない事項は、諸細則を適用する。

(協定書又は受諾書の記載事項)

第3条 協定書又は受諾書には、次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 個社が期日に出席する義務
- (2) 個社が仲裁人又はあっせん人(以下「仲裁人等」という。)から和解あっせん手続及び仲裁手続に必要な資料の提出を求められた場合には、提出を拒む正当な理由のない限り、それらの資料を提出する義務
- (3) 和解あっせん手続において、個社が仲裁人等から和解案の受諾の勧告をされた場合は、これを受諾するように努める義務
- (4) 前号の和解案の受諾の勧告によっては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、あっせん人が事案の性質、当事者の意向、当事者の手続進行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときに理由を付して当事者に提示する紛争解決のために必要な特別調停案を、個社が受諾する義務
- (5) 仲裁センターが定める申立手数料(消費税相当額を含む。)に相当する額及び期日手数料(消費税相当額を含む。)のうち当事者である顧客負担部分に相当する額を、顧客側当事者が申立手数料及び期日手数料を負担する意思表示した場合を除き、業界団体又は個社が負担する義務

(移管による終了)

第4条 仲裁センターは、次の各号のいずれかに該当する場合において、他会仲裁センターが承諾するときは、当該金融ADR事件を他会仲裁センターへ移管することができる。

- (1) 他会仲裁センターが事件の当事者である個社との間で協定書と同趣旨の合

仲裁センターにおける金融ADR事件に関する特別細則

意をしている場合で、当事者双方が他会仲裁センターへの移管に同意している場合

(2) 他会仲裁センターに対して、事件の当事者である個社が受諾書と同趣旨の書面を提出している場合で、当事者双方が他会仲裁センターへの移管に同意している場合

(3) 前2号に規定する以外の場合で次の要件をいずれも満たすとき。

ア 協定書又は受諾書に規定する義務と同様の義務を含む手続に従う旨の個社の書面での同意の有無を、当事者である顧客に説明したこと。

イ アに規定する説明を受けた上で、当事者の双方が他会仲裁センターへの移管に同意していること。

2 前項の規定により金融ADR事件を他会仲裁センターに移管した場合は、仲裁センターにおける当該金融ADR事件に係る手続は、終了する。

(金融機関の義務に関する同意書の取得)

第5条 仲裁センターは、前条第1項の規定により金融ADR事件(前条第1項第3号の要件を満たす事件に限る。)を他会仲裁センターに移管する場合、個社から、協定書又は受諾書に規定する義務と同様の義務を含む手続に従う旨の書面による同意を得るように努めるものとする。

(協力事件の手続)

第6条 仲裁センターは、運営細則第3条第1項の規定に基づき、他会の会議室、他会に所属するあっせん人の法律事務所その他仲裁センターが相当と認めた場所を期日の開催場所として指定することができる(この指定に係る金融ADR事件を「協力事件」という。)

2 仲裁センターは、複数の場所を通信設備で連絡させた上当該通信設備を用いて音声を送受信することにより同時に通話をする方法等によって期日を開催することができる。

3 協力事件においては、2名以上のあっせん人により和解あっせん手続を行うものとする。

4 協力事件においては、当事者が現に出席する場所に、少なくとも1人のあっせん人が立ち会って期日を開催しなければならない。

(手数料)

第7条 手続細則第19条及び第47条並びに手数料細則にかかわらず、仲裁センターは、金融ADR事件において、顧客側当事者が申立手数料及び期日手数料を負担する意思表示した場合を除き、申立手数料(消費税相当額を含む。)に相当する額及び期日手数料(消費税相当額を含む。)のうち当事者である顧客負担部分に相当する額を、協定書に基づき業界団体又は個社に請求することができる。

2 金融ADR事件においては、手続細則第19条及び第47条並びに手数料細則にかかわらず、業界団体及び個社は、自らが負担する手数料を仲裁センターに対して、協定書に基づき納付することができる。

附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成24年7月12日 日本弁護士連合会承認)

(平成24年7月31日 公示)